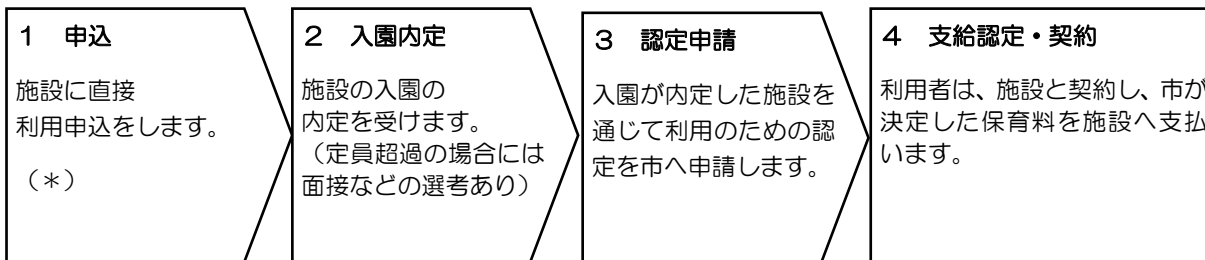


■新規入園の手続き【幼稚園・1号】（保育の必要性なし）



*公立認定こども園を利用希望の方は1ページの「書類の提出先について」を確認のうえで申し込みしてください。
次年度4月入園一斉募集時：利用を希望する施設（希望園により異なります。） 年度途中入園希望時：子育て給付課

1. 1号認定（保育の必要性なし）の施設利用申込について

1号認定でご利用できる施設には、私立幼稚園・私立認定こども園・公立認定こども園があります。
 私立幼稚園には、新制度の施設と従来制度（私学助成）の施設とがあります。各施設の制度状況については、P37の施設一覧をご覧ください。

新制度施設と従来制度施設の比較

	新制度に移行した施設	従来制度の施設
受入年齢	満3歳児～5歳児 満3歳児を受入れている施設、4歳児からのみ受入れている施設があります。 詳細はP.37施設一覧をご覧ください。	
保育時間	1日4時間程度が基本	
一時預かり	施設によっては基準の保育時間前後や土曜・日曜、長期休業期間中に一時預かりを実施しています。一時預かりを利用する場合は、別途預かり保育料※（延長保育料）がかかります。 実施状況・料金は各施設にお問い合わせください。	
保育料	無償	月25,700円を上限として無償
その他料金	特定保育料（入園金含む）、主食費・副食材料費※、その他実費徴収等 費用の詳細については、各施設にお問い合わせください	入園金、主食費・副食材料費※、その他実費徴収等

※副食材料費については世帯の市民税所得割額・きょうだいの人数により免除制度があります。詳細はP.23
 ※無償化に伴う新2号認定・新3号認定を受けた場合、預かり保育料も無償化の対象となります。詳細はP.29

2. 支給認定申請に必要な書類

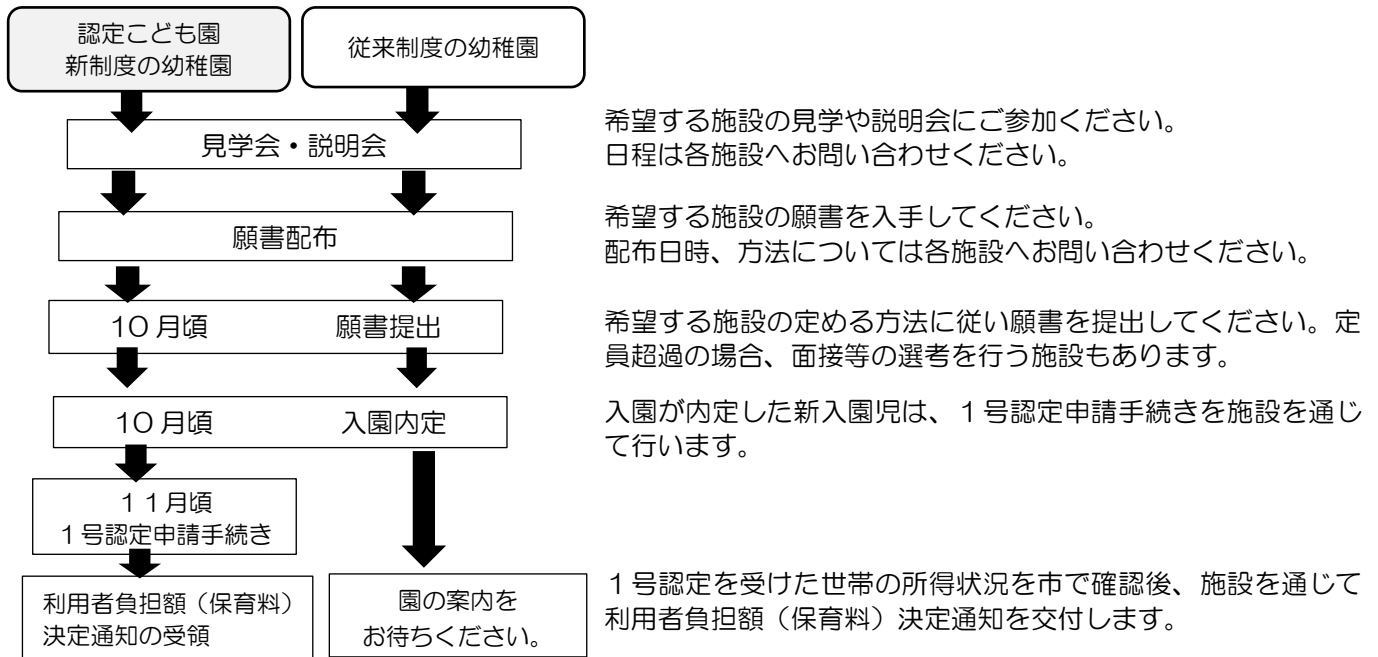
提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 施設型給付・地域型保育給付費支給認定申請書	様式掲載：巻末

※入園内定後、施設を通じて提出してください。

3. 豊中市外の幼稚園・認定こども園を利用される場合

利用を希望する施設へ直接申し込んでください。
 新制度の幼稚園・認定こども園であれば、入園内定後に施設を通じて豊中市へ1号認定申請を行います。
 また、利用者負担額（保育料）は豊中市の保育料表に基づいて決定されます。
 従来制度の幼稚園であれば、認定を受ける必要はありません。これまでの利用方法からの変更はありません。

4. 入園までの流れ (詳しい日程は各施設にお問い合わせください)



5. 障害児等で特に保育を必要とするお子さんの申込について

障害をお持ちのお子さんや発達面で配慮が必要なお子さんで、保育観察の結果、当該児童自身に集団保育が必要であると認定された場合、4月選考において一番最初に選考を行います。

(1) 受付方法

1号認定は8月頃、2号・3号認定は10月頃に受付期間を設けて実施します。受付期間および方法についての詳細は広報誌「広報とよなか」にてお知らせします。希望される方は、こども事業課へ障害児保育の申し込みと、子育て給付課へ施設入所の申し込みを両方行ってください。

なお、事前にこども事業課または児童発達支援センターへ必ずご相談ください。

【問い合わせ】

- ・障害児保育についての事前相談 : こども事業課 (Tel: 06-6858-2257)
児童発達支援センター (Tel: 06-6866-2360)
- ・施設入所申込について: 子育て給付課 (Tel: 06-6858-2252・2253)

(2) 注意事項

- ・申込は4月入所のみとなります。年度途中での入所はできません。
- ・受付期間を過ぎて申し込みをされた場合は、次年度4月入所からの対象者となります。
- ・「障害児等で特に集団保育を必要とする児童」として入所している場合、年度途中での転所はできません。毎年4月での転所を受け付けさせていただきます(2号・3号認定の場合)。